

別表1

介護予防・日常生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

- ① 「訪問介護員等によるサービス」として、旧介護予防訪問介護に相当するサービス
- ② 「訪問型サービスA」として、主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
- ③ 「訪問型サービスB」として、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援
- ④ 「訪問型サービスC」として、保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス
- ⑤ 「訪問型サービスD」として、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

(2) 通所型サービス

- ① 「通所介護事業者の従事者によるサービス」として、旧介護予防通所介護に相当するサービス
- ② 「通所型サービスA」として、主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
- ③ 「通所型サービスB」として、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援
- ④ 「通所型サービスC」として、保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス

(3) その他生活支援サービス

- ① 「見守り生活支援サービス」として、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対する見守りとともに行う配食等や定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守りサービス
- ② 「その他生活支援サービス」として、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援

(4) 介護予防ケアマネジメント

- ① ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメント）
- ② ケアマネジメントB（サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント）
- ③ ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント）